

みどりのポスター作品 入賞者

問 公園緑地課 (☎62-1023)

みどりの愛護と環境緑化の理解を深めるため、市内の小中学生から作品を募集したところ、303点の応募があり、次の皆さんが入賞しました（敬称略、五十音順）。

【特選】



橋本芽依（富士松中2年）



戸田依吹（衣浦小5年）

◆展示会（特選・準特選のみ）

時 10月18日(金)～27日(日)

場 刈谷ハイウェイオアシスセントラルプラザ
多目的ホール

◆中学生の部

【準特選】

加藤佑奈（刈谷南中3年）、野々山寛人（朝日中3年）、
三成市華（刈谷東中3年）

【入賞】

内海颯斗（依佐美中2年）、加藤楓充（朝日中3年）、
上條倅奈（雁が音中3年）、鬼頭奈央（刈谷東中2年）、
平道成（朝日中3年）、中川朝陽（依佐美中2年）、
中野咲希（朝日中3年）、中村奈南（富士松中1年）、
西村優花（刈谷東中2年）、渡辺義仁（朝日中3年）

◆小学生の部

【準特選】

雨森凧紗（双葉小5年）、市成希季（双葉小6年）、
田口蓮也（双葉小5年）

【入賞】

池田千典（東刈谷小5年）、石田晴飛（富士松北小6年）、
大林育未（亀城小5年）、河目隼和（亀城小6年）、
菊地結太（衣浦小5年）、都築莉奈（衣浦小5年）、
橋本樹（小高原小6年）、畑野大輔（かりがね小6年）、
花井凜（かりがね小5年）、福田芽唯（亀城小6年）

11月1日から道路交通法が改正されます

問 刈谷警察署 (☎22-0110)

自転車運転に関する新たな罰則

◆運転中のながらスマホ

スマホなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となります。

違反者は、
6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役または30万円以下の罰金



自転車運転者講習制度の対象です。

◆酒気帯び運転およびほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、自転車の提供、酒類の提供や同乗に対して新たに罰則が整備されます。

違反者は、
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役または30万円以下の罰金



◆自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせる恐れのある一定の違反（危険行為）を反復して行った人が対象となる講習。

※受講命令に違反した場合は5万円以下の罰金